

プロポーザル説明書

1 プロポーザルの目的

札幌市都市局建築部が発注する工事に係る設計業務を委託する者（以下「設計者」という。）の選定にあたり、技術提案者の創造性、技術力、経験などを適正に審査の上、その業務の内容に最も適した設計者を選定することを目的とします。

2 業務概要

- (1) 業務名 (仮称) 真駒内地区義務教育学校新築ほか工事に係る建築設計
((仮称) 真駒内地区義務教育学校新築ほか工事基本・実施設計)
- (2) 業務概要 別紙「業務概要」による。

3 参加資格

- (1) 参加者に求められる資格要件

次に掲げる資格及び条件の全てを満たしている者であること。

ア 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4の規定に該当しない者であること。

イ 参加表明書の提出までに令和3・4年度札幌市競争入札参加資格者名簿に大分類「建設関連サービス」中分類「建築設計・監理業」等級「A」の名簿区分で登録されていること。

ウ 札幌市競争入札参加停止等措置要領（平成14年4月26日財政局理事決裁）に基づく参加停止の措置を受けている期間中でないこと。

エ 会社更生法による更生手続開始の申立てがなされている者又は民事再生法による再生手続開始の申立てがなされている者等経営状態が著しく不健全な者でないこと。

オ 建築士法（昭和25年法律第202号）第23条の規定に基づく一級建築士事務所登録を行っており、本社、本店又は支店等が札幌市内にあること。

カ 2階建て以上で延べ面積が1,000㎡以上の学校（学校教育法第1条で定められた学校（幼稚園を除く））の新築又は改築に係る実施設計業務（平成24年4月1日以降に業務が完了し、引渡しが済んでいるものに限る。共同企業体により履行した業務を含む。）において、元請として履行実績を有すること。

対象となる学校：小学校、中学校、高等学校、特別支援学校、大学、高等専門学校、

義務教育学校（小・中一貫校）、中等教育学校（中・高一貫校）

キ 2階建て以上で延べ面積が1,000㎡以上の建築物の新築又は改築に係る実施設計業務（建築物のエネルギー消費性能の向上に関する法律に基づく届出を行った、又は同法による適合判定を受けたもので、平成28年4月1日以降に業務が完了し、引渡しが済んでいるものに限る。共同企業体により履行した業務を含む。）において、元請として履行実績を有すること。

なお、カとキにおいては、同一の実施設計業務による履行実績も可とする。

ク (2)に掲げる業務従事者を配置できること。

(2) 業務従事者の資格等

ア 建築設計

- ・ 総括責任者・主任技術者は、建築士法に規定する一級建築士の資格を有していること。
- ・ 総括責任者とは、常に業務の進捗を把握し総括する役割を担い、「札幌市委託業務契約約款（建築設計）」における主任設計者にあたる者とする事。
- ・ 主任技術者とは、総括責任者の下で主に意匠業務全般を担う者とする事。

イ 総括責任者と主任技術者は、参加表明する所属組織と3ヶ月以上の恒常的な雇用関係があること。

ウ 総括責任者と主任技術者は、兼任しないこと。

(3) 重複してプロポーザルに参加する場合

参加及び審査については別紙「公示文」の「3 重複してプロポーザルに参加する場合について」を参照してください。

4 手続等

(1) 担当部局・提出先

札幌市都市局建築部建築保全課

〒060-8611 札幌市中央区北1条西2丁目

電 話： 011 (211) 2816 FAX： 011 (218) 5142

e-mail：kenchiku.kikaku@city.sapporo.jp

(e-mail については、質問書及び評価内容等に関する質問書の提出のみ受付)

(2) 事務等取扱い日時

土、日、祝日を除く午前8時45分から午後5時15分までとします。

(3) 全体日程

ア 質問書の提出期限	令和4年3月22日(火)
イ 質問書に対する回答	令和4年3月30日(水) 発送予定
ウ 参加表明書・技術提案書の提出期限	令和4年4月5日(火)
エ 選定委員会開催日	令和4年4月28日(木)
オ 設計者の選定等通知	令和4年5月9日(月) 発送予定
カ 評価内容等に関する質問書の提出期限	令和4年5月16日(月)
キ 評価内容等に関する質問書に対する回答	令和4年5月23日(月) 発送予定

※ ヒアリングは実施しません。

(4) 質問及び回答

- ・ 質問は提出期限までに質問書（様式1）を提出先に持参してください。なお、郵送、FAX 及び電子メールによる提出（提出期限必着）も可能としますが、その場合は、提出前に電話により提出先に確認してください。
- ・ 口頭による質問は受け付けておりません。
- ・ 質問書には複数記載することも、質問書を複数枚提出することも支障ありません。
- ・ 質問に対する回答は、質問書の提出者に文書により回答の上、ホームページ上に掲載し、プロポーザル説明書の追加又は修正として取り扱います。

(5) 参加表明書・技術提案書の提出等

- ・ プロポーザル方式による設計者選定に参加しようとする者は、参加表明書（様式2）及び技術提案書（様式3）各1部を、提出期限までに提出先に持参又は郵送等（書留郵便等配達状況を確認できるものに限る。）により提出してください。FAX、電子メールでの提出は受け付けておりません。
- ・ 技術提案書は、別紙「技術提案書作成要領」に基づき作成してください。
- ・ 提案項目は「5 提案内容について」のとおりです。
- ・ 提出された参加表明書及び技術提案書は返却しません。

(6) 設計者の選定等通知

- ・ 審査の結果は、技術提案書を提出した者全員に文書により通知します。また、選定結果及び全ての技術提案者名は、審査終了後ホームページにて公表します。
- ・ 設計者の選定の通知後、評価に関する質問がある場合は、提出期限までに評価内容等に関する質問書（様式4）を提出先に持参してください。なお、郵送、FAX 及び電子メールによる提出（提出期限必着）も可能としますが、その場合は、提出前に電話により提出先に確認してください。
- ・ 口頭による質問は受け付けておりません。
- ・ 質問に対する回答は、質問書の提出者に文書により回答します。

5 提案内容について

（仮称）真駒内地区義務教育学校新築ほか工事に係る建築設計のプロポーザルにおいて、求める提案項目は次のとおりです。

求める提案項目

- (1) 9年間を通した児童生徒の学びのつながりや学年を超えた交流を意識したプランニングと施設全体の建替えの進め方について（プランニング及び建替えの進め方に係る事項について各々1つずつ）
- (2) ZEB 化に向けて有効な建築計画について
- (3) 夏季の暑さに配慮した建築計画や対策方法について
- (4) その他独自提案について（当該業務を実施するに当たり重要と考えられる新たな視点等）

6 審査及び設計者の選定について

審査は、都市局建築部に設置される「建築部プロポーザル選定委員会」（以下「選定委員会」という。）において行います。審査は非公開とします。

なお、審査結果の通知については、4 (6) 設計者の選定等通知をご参照ください。

(1) 選定委員会の構成（5名）

- 委員長： 小島 孝仁 （都市局 建築部長）
- 委員： 岩澤 浩一 （北海道科学大学 准教授）
- 委員： 田縁 明弘 （都市局建築部 設備担当部長）
- 委員： 池田 秀利 （教育委員会生涯学習部 学校施設担当部長）
- 委員： 笹森 長武 （都市局建築部 建築工事課 工事担当課長）

(2) 審査

- ・ 技術提案書を所定の期日までに提出した者を対象に、提出された技術提案書を評価基準に基づいて審査し、各委員が1位と評価した数が最も多い技術提案者を設計者として選定します。ただし、1位と評価した数が同数であった場合は、1位の者の内、各委員の合計点が高い技術提案者を設計者として選定します。
- ・ 選定した設計者を除いて再度、上記の方法で順位づけし、基準点を超える者を5位まで選定します。
- ・ 技術提案書を提出した者が1者だった場合は、提出された技術提案書の評価が基準点を超える場合、技術提案者を設計者として選定します。

(3) 評価基準

技術提案書による評価

ア 業務の実施体制（別紙「実施体制評価基準」）【20点】

イ 業務の実施方針【20点】

ウ 提案内容【80点】

ア～ウの合計120点を満点として採点します。

※ 文章と整合性のないイメージ図等の表現は減点の対象となる場合があります。

7 技術提案書の取扱い

- ・ 原則、提出後の技術提案書の訂正、追加及び再提出は認めませんが、事務局から追加資料を求める場合があります。
- ・ 技術提案書の著作権はそれぞれの設計事務所に帰属します。
- ・ 提出された技術提案書は非公開とします。
- ・ 設計者の選定を行う作業に必要な範囲において、複製を作成します。

8 業務委託について

- ・ 基本・実施設計業務は令和4・5年度（2022・2023年度）に実施予定であり、予算及び事業計画の修正等により、業務の委託が不可能になった場合などには、実施しない場合があります。
- ・ 選定された設計者に対しては、原則として当該業務の設計を委託するものとします（委託業務に係る契約手続きは財政局管財部で実施）。
- ・ 設計者の選定から契約までの間に札幌市競争入札参加停止等措置要領（平成14年4月26日財政局理事決裁）に基づく参加停止措置を受けた場合、又は会社更生法による更生手続開始又は民事再生法による再生手続開始の申立てがなされた等、経営状態が著しく不健全であると認められる場合は契約を行わないことがあります。
- ・ 選定された設計者と契約が成立しない場合は、設計者選定後に5位まで再選定した者のうち、最上位の者から契約の交渉を行うものとします。ただし、同日付で公示した他の建築設計業務の設計者に選定された者は除きます。
- ・ 受託者は、技術提案書により提案された履行体制により当該業務を履行するものとします。
- ・ 受託者は、契約後の設計業務において、技術提案書の提案内容に拘束されません。

9 その他

(1) 言語・通貨

手続において使用する言語は日本語、通貨は日本円とします。

(2) 失格要件となる場合

以下の条件のいずれかに該当する場合には、選定委員会において審査の上、失格となることがあります。

- ・ 技術提案書に虚偽の記載がある場合
- ・ 選定中に、技術提案書に記載された業務従事者が担当できないことが明らかになった場合
- ・ 選定後に、技術提案書に記載された業務従事者が極めて特別な場合（死亡、入院等）を除き担当できないことが明らかになった場合
- ・ 選定結果に影響を与えるような不誠実な行為を行った場合
- ・ 選定中に札幌市競争入札参加停止等措置要領（平成14年4月26日財政局理事決裁）に基づく参加停止措置を受けた場合、又は会社更生法による更生手続開始又は民事再生法による再生手続開始の申立てがなされた等、経営状態が著しく不健全であると認められる場合
- ・ その他、選定委員会において不適切と認められた場合

(3) 受注資格の喪失

当該業務を受託した設計者（協力を受ける他の建設コンサルタントを含む）等が製造業及び建設業と資本・人事面等において関連があると認められる場合、当該関連を有する製造業及び建設業の企業は、当該業務に係る工事の入札に参加し又は本件工事を請け負うことはできません。

(4) その他

- ・ 本プロポーザル方式による設計者選定に係る提出書類の作成及び提出に係る費用については、参加者の負担とします。
- ・ 提出書類に虚偽の記載をした場合は、失格にするるとともに、虚偽の記載をした者に対して本市が行う入札への参加停止を行うことがあります。
- ・ 発注者から受領した資料は、発注者の了解なく公表、使用することはできません。
- ・ 原則として、プロポーザルを理由とした職員等に対するヒアリング、写真撮影が許されない場所での写真撮影及び通常の利用において立ち入ることが想定されない場所への立入り等は禁止します。

10 参考資料

以下の参考資料を、(1)と(2)は札幌市都市局建築部のホームページにて公開し、(3)から(5)については令和4年4月5日（火）まで4 (1) 担当部局の窓口で配布します。なお、新型コロナウイルス感染拡大防止のため、郵送等による配布も行いますので、郵送等をご希望の方は事前にご連絡ください。

- (1) (仮称) 真駒内地区義務教育学校新築等基本計画
- (2) (仮称) 真駒内地区義務教育学校新築に係る設計と条件について (参考資料)
- (3) 既存施設の配置図
- (4) 既存施設の平面図
- (5) 近隣の地質調査データ